

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国際的な動向

わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」に始まり、昭和57年の「障害者に関する世界行動計画」、昭和58年～平成4年の「国連・障害者の十年」、平成5～14年の「アジア太平洋障害者の十年」など国際的な動向に影響を受けながら進展してきました。

平成18年、国連は、障がいのある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を採択し、平成21年から発効しました。わが国は、平成19年の障害者権利条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、平成26年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなりました。

(2) 国内の動向

国内においては、国際的な動向を踏まえ、“完全参加と平等”を具体化するため、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」（以下「第1次障害者基本計画」という。）を策定し、10年間にわたる障害者施策の基本的方向と具体的方策を明らかにして以降、障がいのある人へのサービス等の提供にかかる制度も、大きく変遷してきました。平成15年度からは、サービスの利用を措置から契約に改めるなど、障がいのある人の自己決定を尊重する支援費制度が導入され、平成17年には、支援費制度を精神障がいのある人も含めて再構築する障害者自立支援法が公布、平成24年6月、障害者自立支援法は抜本的に改正され、名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称「障害者総合支援法」）と改め、障害福祉サービスの対象に難病患者を加えることなどが盛り込まれました。

障害者権利条約については、前述したとおり、平成19年の署名以降、条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいういわゆる社会モデルに基づく障がいのある人の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。さらに、平成25年、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障

がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。この間、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、平成24年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）等が制定されています。

また、平成26年5月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病医療法」という。）の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が実施されました。

(3) 本市における取組みと計画策定の趣旨

本市においては、平成10年3月に「第1次高浜市障がい者計画」、平成15年3月に「第2次高浜市障がい者計画」、平成21年3月に「第3次高浜市障がい者計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

第3次計画では、「地域の中で共に生活できるシステムづくり」を理念として掲げ、「新・相談支援体制プラン」「切れ目のないライフステージプラン」「地域共生プラン」の3つの重点プランのもと、各種障がい者施策を推進してきました。しかし、施策を推進する中で、より地域に目を向けた相談支援体制の構築、ライフステージ間における支援の狭間の問題、交流の場や、外出の機会の確保、老障世帯への対応など、新たな課題も生じています。

こうした背景のもと、計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について検討し、計画の見直しを行いました。

2 計画の性格

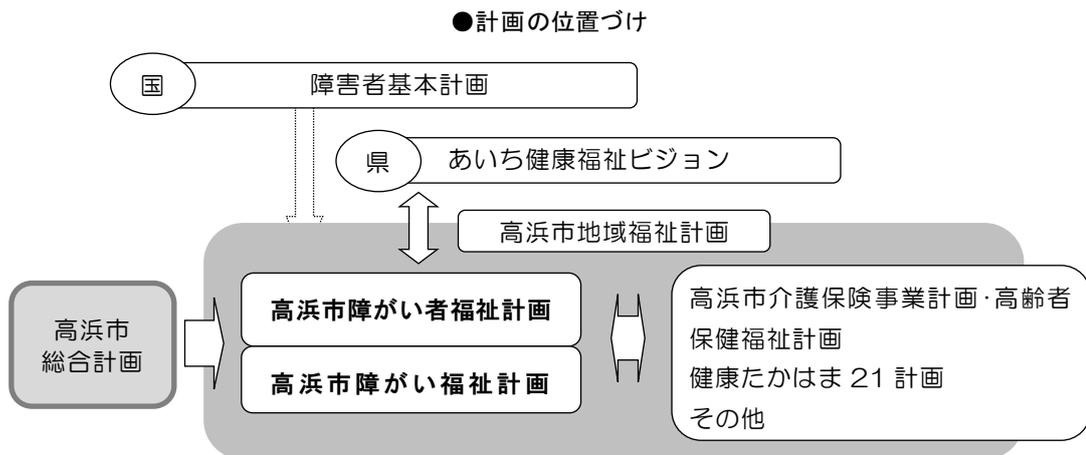
(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、国の「障害者基本計画」および愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とし、「第6次高浜市総合計画」（以下「総合計画」という。）の福祉・健康分野の基本目標にある「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう～一人ひとりがいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、あたたかく包み込む“大家族”を創っていきます～」を障がい者福祉の分野において具体化するための計画とし

て位置づけられます。

また、「高浜市第4期障害福祉計画」をはじめ、「高浜市地域福祉計画」、「高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「健康たかはま21計画」等関連計画との整合性を図り策定しました。

なお、「高浜市第4期障害福祉計画」において、平成27年度から平成29年度における必要な障害福祉サービスの種類や必要量を見込みました。



(2) 計画の対象

- ① 本計画が対象とする障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）および難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。
- ② 本計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）とも連携をしながら推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から32年度までの6年間とします。ただし、国の動向などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。

●計画の期間

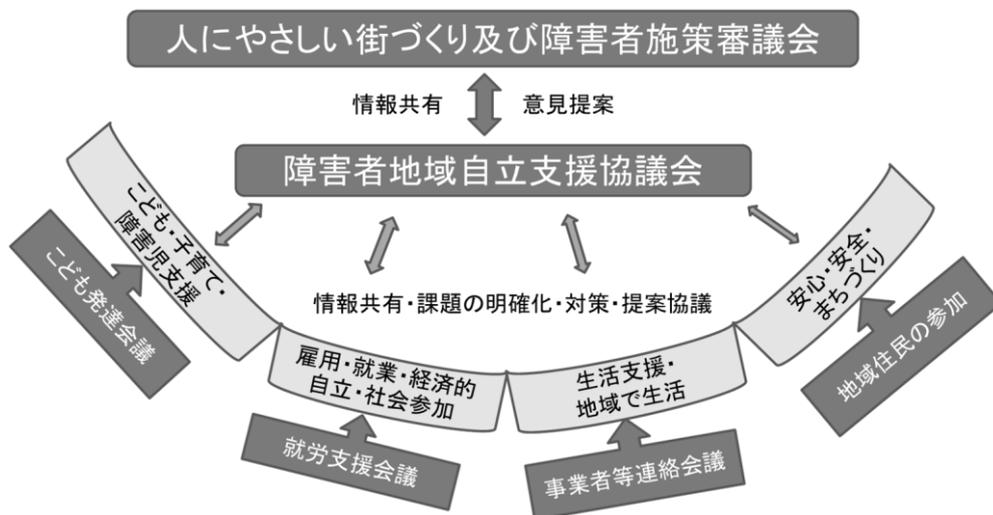
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者福祉計画	第3次						第4次					
障がい福祉計画	第2期		第3期			第4期						

4 計画の策定体制とニーズの把握

(1) 策定体制

障がいのある人に関する施策を推進するためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ市民、学識経験者など幅広い関係者の参画による「高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会」（以下「障害者施策審議会」という。）を本計画の審議機関として審議しました。また、計画案の作成にあたっては、「高浜市障害者地域自立支援協議会」（以下「地域自立支援協議会」という。）をはじめ、「高浜市障害福祉サービス事業者等連絡会議」（以下「事業者等連絡会議」という。）や「高浜市就労支援会議」（以下「就労支援会議」という。）で内容を検討するほか、地域において高齢者や障がいのある人を支援しているボランティアの人たちにも意見を伺いました。

●計画の策定体制



(2) アンケートの実施

障がいのある人とその家族の意見やニーズを把握し計画に反映していくため、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象としたアンケートを実施しました。

●調査の方法

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童
調査対象者	在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の療育手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 全数	在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童 全数
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収			
調査基準日	平成26年6月1日			
調査期間	平成26年6月10日～6月25日			

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の順で該当調査票を送付しました。

●回収結果

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	合 計
配 布 数	1,214	195	193	126	1,728
回 収 数	665	93	99	49	906
有効回答数	660	91	98	48	897
有効回答率	54.4%	46.7%	50.8%	38.1%	51.9%

(3) 団体ヒアリング調査の実施

計画の具体的な施策検討の資料とすることを目的に、障がいのある人やその家族で組織する関係団体などを対象にヒアリング調査を実施しました。日本福祉大学の学生の協力のもと、障がいのある人の現状、地域共生の実現に向けた課題などをお聞きしました。

●調査対象等

ヒアリング実施日	対象団体等
平成26年9月5日	高浜市身体障害者福祉協会
	高浜市手をつなぐ育成会
	愛知県立安城特別支援学校（しらぎくの会）
	愛知県立ひいらぎ特別支援学校（ひいらぎ親の会）
	地域活動支援センターあおみJセンター